## 第1章 被災者支援策の実施

生活再建の根幹となる住宅の再建や，経済•産業の早期安定のため，被災住宅再建，中小企業，農林水産業，港湾事業などに対しては，国の支援制度を基本としながらも，今回の地震被害の状況を踏 まえながら，本市独自の支援金や貸付金，利子補給などの制度を創設するなどして各種の支援策を実施した。
なお，各支援策の利用件数等は第3節「被災者支援策申込状況一覧」に示す。

## 第1節 被災住宅再建支援

今回の住宅被害の状況を踏まえながら，本市独自の支援金や貸付金，利子補給などの制度を創設す るなど，早期の住宅再建のための支援を行った。
1 大きな被害が面的に広がっている地域を対象とした支援策
大きな被害が面的に広がり，職住両面で深刻な状況にある農漁村コミュニティの自力再建の意欲向上に資するため，国等による従来の施策に加え，被災住宅の建替え，補修について支援。
※ 玄界島については，総合的な復興計画に合わせて，別途支援策を実施したが，小規模住宅地区改良事業に参加しない自主再建世帯に対して，地震被害農漁村特定地域再生支援金と同等の支援策を実施した。
（1）支援金
地震被害農漁村特定地域再生支援金
$\diamond$ 対象地域：志賀島，勝馬，北崎校区
『助成対象：一部損壊以上の住宅の再建関係経費（建替え・補修）
》助成金額：〔建替え〕限度額300万円
〔補 修〕補助対象経費の $1 / 3$ まで，限度額 150 万円
※補助対象経費が 15 万円未満の場合は対象外
$\diamond$ 所得要件：なし
2 全市域を対象とした支援策
被災者がより円滑に生活再建できるよう，国等による従来の施策に加え，建替え，補修等に対して支援。
（1）支援金
地震被災住宅再建支援金 ※地震被害農漁村特定地域再生支援金の対象世帯を除く
$\diamond$ 助成対象：半壊以上の住宅の再建関係経費（建替え・補修）
ゝ助成金額：〔全 壊〕補助対象経費の1／3まで，限度額300万円
〔大規模半壊•半壊〕補助対象経費の1／3まで，限度額150万円
$\diamond$ 所得要件：あり（国の被災者生活再建支援制度に準ずる）
（2）利子補給
（1）住宅復興資金（住宅金融公庫等）に対する利子補給
『対象借入資金：住宅の建設•購入及び補修資金（マンション専有部分の補修資金も対象）
$\diamond$ 利子補給対象：

| 壊 | 建設•購入資金1，100万円の借入上限額 |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 半 壞 | 補修資金590万円 | ＂ |
| ［一部損壊〕 | 補修資金100万円 | ＂ |

$\diamond$ 利子補給率：2．0\％を上限

## －利子補給期間：借入日から5年間

（2）マンション共用部分復興資金（住宅金融公庫等）に対する利子補給
『対象者：マンション管理組合 ※自家自住の住戸のみが利子補給の対象
『対象借入資金：マンション共用部分の補修資金（住宅金融公庫及び民間金融機関）
$\diamond$ 利子補給対象借入金：〔半壊以上〕300万円×全戸数を上限
〔一部損壊〕100万円 $\times$ 全戸数＂
$\diamond$ 利子補給率： $2.0 \%$ を上限 ※自家自住の住戸のみが利子補給の対象
$\diamond$ 利子補給期間：借入日から5年間
（3）J A 融資金に対する利子補給
ゝ対象者：農林業者
•対象借入資金：住宅の建替え・購入及び補修資金（JAの融資）
$\diamond$ 利子補給対象：1，000万円の借入上限額
$\diamond$ 利子補給率：1．65\％
$\diamond$ 利子補給期間：借入日から 5 年間
（3）貸付（融資）及び利子補給
（1）水産業金融資金 ※漁業協同組合への預託制度（本市から預託金）
$\diamond$ 対象者：漁業者（組合員）
$\diamond$ 融資対象：住宅の建替え・購入及び補修
$\diamond$ 融資限度額：1，000万円（漁業協同組合から融資）
$\diamond$ 償還期間：20年
$\diamond$ 融資利率： $1.65 \%$ ※実質金利がゼロとなるように利子補給（ 5 年間）
$\diamond$ 保証料：全額免除（市負担）
（2）災害援護臨時貸付金 ※従来からの制度。今回対象範囲を一部損壊まで拡大
$\diamond$ 貸付対象：住宅の補修，家財道具（車を含む）の買替え等
১貸付限度額：100万円
$\diamond$ 償還期間：10年（据置期間 3 年）
$\diamond$ 利子： $3.0 \%$ ※ 返済時に利子相当分を助成
$\diamond$ 所得要件：当初あり（平成 17 年 8 月 24 日に所得要件を廃止した。）
（4）公的賃貸住宅の一時使用
（1）市営住宅等の一時使用
$\diamond$ 対象世帯：現住宅に居住できなくなった世帯
$\diamond$ 使用期間：2ヶ月（原則）※住宅の再建が完了するまで（当初「18年3月末まで」を変更）
$\diamond$ 使用料：無料 ※平成17年10月から有料
－一時使用世帯総数151件
本入居切替 93件，退去済58件（平成18年11月24日終了）
（2）仮設住宅入居者の市営住宅の本入居（平成18年度から新設）
$\diamond$ 対象世帯：現に仮設住宅に入居しており，諸事情により自宅へ戻らず，市営住宅への本入居を希望する世帯（入居要件を満たすことが必要）
$\diamond$ 家賃等：有料
－入居世帯数：3件（平成19年2月28日現在）※入居手続中 7 件
（3）仮設住宅入居者の市営住宅の一時使用（平成18年度から新設）
$\diamond$ 対象世帯：現に仮設住宅に入居しており，入居期間中に自宅の再建が完了しない世帯
$\diamond$ 使用期間：住宅再建が完了するまでの期間（工程表の提出を要する）
$\diamond$ 使用料：有料
－入居世帯数：0件（平成19年2月28日現在）
（4）半壊マンションの大規模補修に伴う一時使用
$\diamond$ 対象世帯：半壊以上のマンションの大規模補修により住居が困難となる世帯
$\diamond$ 提供住宅：市営住宅（公営住宅），市公社住宅（借上特優賃住宅）
※所得要件あり，各々の住宅の入居資格を満たす世帯
$\diamond$ 入居期間：工事期間（原則 2 ヶ月）に限る。
$\diamond$ 家賃：有償
——時使用世帯総数： 5 件 退去済 5 件（平成19年 2 月 28 日現在）

## 第2節 中小企業•農林漁業等支援

1 中小企業支援
（1）相談窓口の設置
① 被害を受けた中小企業者の事業活動の再開と経営の安定を支援するため，「地震災害中小企業特別相談窓口」を中小企業サポートセンターに開設した。
$\diamond$ 平成 17 年 3 月 22 日設置
$\diamond$ 相談件数 2,952 件（平成18年3月末終了）
（2） 4 月 15 日～25日に西区北崎，東区志賀島及び勝馬校区で行われた被災住宅復旧支援に関する相談窓口において，中小企業者向けの相談窓口を開設した。
（2）地震災害復旧特別資金
被害を受けた中小企業者の事業活動の再開と経営の安定を支援するため，低利の特別融資を創設し た。
$\diamond$ 対象者：福岡市内で引き続き 6 ケ月以上事業を営む中小企業者
勺資金用途：設備，運転資金
$\diamond$ 融資限度額：3，000万円（運転資金は2，000万円）
$\diamond$ 融資期間：設備資金10年以内（うち据置期間 1 年以内）
運転資金 7 年以内（うち据置期間 1 年以内）
$\diamond$ 融資利率：年0．9\％
$\diamond$ 保証料：全額免除（市が負担）
$\diamond$ 受付期間：平成17年3月29日～9月30日 $\rightarrow$ 平成 18 年3月31日まで延長

## 2 農林漁業者支援

被災された農林漁業者の事業活動の早急な再開と経営安定を支援するため，低利の特別融資及び利子補給を実施。
（1）水産業金融資金（緊急対策資金）
（1）漁業協同組合（本市から預託金）
$\diamond$ 対象者：漁業者（組合員）

ゝ融資対象：漁業設備及び経営資金
融資限度額：各500万円
［経営資金〕【設備資金〕
$\diamond$ 償還期間：7 年（据置期間 2 年） 15 年（据置期間 2 年）
$\diamond$ 融資利率：0．0\％0．9\％ ※実質金利がゼロとなるように利子補給（ 5 年間）
（2）福岡県信用漁業協同組合連合会（本市から預託金）
$\diamond$ 対象者：漁業協同組合
》融資対象：漁業設備資金
〉融資限度額：市長の定める額
$\diamond$ 償還期間：15年（据置期間 2 年）
『融資利率：0．9\％※実質金利がゼロとなるように利子補給（ 5 年間）
（2）農林業金融資金（緊急対策資金）※J Aへの預託制度（本市から預託金）
ゝ対象者：農林業者
ゝ融資対象：設備及び運転資金
〉融資限度額：1，000万円
$\diamond$ 償還期間：12年（据置期間 2 年）
〉融資利率：0．9\％※実質金利がゼロとなるように利子補給（ 5 年間）
$\diamond$ 保証料：全額免除（市負担）

3 港湾関連業者支援
被災された中小港湾関連業者の事業活動の早急な再開等を支援するため，設備復旧資金借入に対す る利子補給及び港湾施設使用料の減免を実施。
（1）中小企業金融公庫等の災害復旧貸付に対する利子補給
$\diamond$ 対象者：博多港臨港地区内に施設を持つ中小港湾関連事業者
（倉庫業，港湾運送業等を営む事業者）
$\diamond$ 対象借入資金：被災施設復旧のための設備資金
※中小企業金融公庫の災害復旧貸付，国民生活金融公庫の災害貸付
$\diamond$ 利子補給対象：4，000万円の借入上限額
ゝ利子補給率：実質金利が $0.9 \%$ となるように利子補給
$\diamond$ 利子補給期間：借入日から 3 年間
（2）港湾施設使用料の減免
（1）平成17年4月利用分
『対象施設：岸壁，上屋，野積場，倉庫用地等
•減免率：使用料の $30 \%$
減免期間：平成17年4月利用分
（2）平成17年5月以降
『対象施設：岸壁等
－減免率：使用料の $10 \%$
ゝ減免期間：平成 17 年 5 月利用分から平成 18 年 3 月まで
※上屋，野積場，倉庫用地等で利用が不可能な施設については，別途減免を行う。

第3節 被災者支援策申込状況


# 第4部 被災者の救援及び生活支援対策 

2 中小企業，農林漁業支援
（20年3月31日現在）

| 資金名 |  | 対象者 | 融資対象 | 融資限度額 | 償還期間 | 融資利率 | 保証料 | 申込件数 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 地震災害復旧特別資金 |  | 中小 <br> 企業者 | 設備資金 | 3，000万円$\binom{\text { 運転資金は }}{2,000 万 円}$ | 10年 <br> 据え置き期間1年 | 0．9\％ | 全額免除 <br> （市負担） | 788件 <br> 18年 3 月末終了 |
|  |  | 運転資金 | 7年 <br> 据え置き期間1年 |  |  |  |  |
| 水産業金 <br> 融資金 <br> （緊急対策 <br> 資金） <br> （本市から預託金） | 福岡市漁業 <br> 協同組合 |  | 漁業者 <br> （組合員） | 経営資金 | 500万円 | 7年 <br> 据え置き期間2年 | 0．0\％ |  | 116件 |
|  |  | 設備資金 |  | 500万円 | 15年 <br> 据え置き期間2年 | 0．9\％\％ |  | 0 件 |
|  | 福岡県信用 <br> 漁業協同組合連合会 | 漁業 <br> 協同組合 | 設備資金 | 市長の定める額 | 15年 <br> 据え置き期間2年 | 0．9\％※ |  | 0 件 |
| 農林業金 <br> （緊急対 <br> ※J Aへの <br> （本市か | 資金 <br> 資金） <br> 預託制度 <br> 預託金） | 農林業者 | 設備及び <br> 運転資金 | 1，000万円 | 12年 <br> 据え置き期間2年 | 0．9\％\％ | 全額免除 <br> （市負担） | 26件 |

※実質金利がゼロとなるように利子補給（ 5 年間）

3 港湾関連事業者支援
（18年12月31日現在）

| 中小企業金融公庫等の災害復旧貸付に対する利子補給 |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 対象者 | 対象借入資金 | 利子補給対象 | 利子補給率 | 利子補給期間 | 申込件数 |
| 博多港臨港地区 <br> 内に施設を持つ <br> 中小港湾関連事 <br> 業者 | 被災施設復旧のための設備資金※中小企業金融公庫の災害復旧貸付，国民生活金融公庫の災害貸付 | 4，000万円の借入上限額 | 実質金利が 0.9\%となる <br> ように利子補給 | 借入日から <br> 3年間 | 2 件 |


| 港湾施設使用料の減免（平成18年3月末で終了） |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 減免期間 | 対象施設 | 減免率 | 減免件数（）は117年12月末覞在 |
| 平成17年4月利用分 | 岸壁，上屋，野積場，倉庫用地等 | 使用料の30\％ | $\begin{gathered} 1,911 \text { 件 } \\ (1,911 \text { 件 }) \end{gathered}$ |
| 平成17年5月利用分から平成18年3月まで | 岸壁 | 使用料の10\％ | $\begin{gathered} 17,162 \text { 件 } \\ (11,062 \text { 件) } \end{gathered}$ |
|  | 上屋，野積場，倉庫用地等 | 使用料の5～30\％ | $\begin{gathered} \text { 22件 } \\ \text { (22件) } \end{gathered}$ |

## 第4節 応急仮設住宅生活支援

## 1 災害応急仮設住宅の設置

福岡県において，福岡市との協議を踏まえ，福岡市九電記念体育館に避難する西区玄界島の被災者 のため，中央区港 2 丁目かもめ広場及び西区玄界島島内に各 100 戸の災害応急仮設住宅を建設し，そ の後，東区志賀島，西区能古島及び西浦の被災者のため，合計30戸の災害応急仮設住宅を追加建設 した。

## 2 災害応急仮設住宅への住民入居

福岡県において建設された災害応急仮設住宅の入居に際しては，地元での入居者の選定により入居者を決定した。なお，2 ヶ所に分かれ建設戸数が多い西区玄界島の被災者向け災害応急仮設住宅につ いては，4月22日に入居棟号の抽選及び入居説明会実施の上で，入居前日に仮設各戸に市内電器店寄贈の電気製品や荷物の搬入を行い，4月25日に「かもめ広場」，翌26日に「玄界島」への入居を市職員等の応援により実施した。
〈東 区〉
－志 賀 島 入居期間 平成17年5月12日～平成19年5月11日（当初入居者16世帯56人）〈中央区〉
－かもめ広場 入居期間 平成17年4月25日～平成19年3月25日（当初入居者97世帯243人）〈西 区〉

- 玄 界 島 入居期間 平成17年4月26日～平成20年6月21日（当初入居者98世帯274人）
- 能 古 島 入居期間 平成17年5月12日～平成19年5月11日（当初入居者3世帯11人）
- 西 浦 入居期間 平成17年5月12日～平成19年5月11日（当初入居者11世帯39人）

3 災害応急仮設住宅から新住宅への引越
（1）玄界島県営住宅の完成
平成19年3月31日，玄界島の県営住宅完成に伴い，かもめ広場の仮設住宅入居者のうち，78世帯 が帰島した。
（2）志賀島，能古島，西浦から復旧後住宅への復帰
平成19年5月11日，東区志賀島，西区能古島及び西浦の仮設住宅入居者が，復旧した住宅への引越を完了した。
（3）市営住宅の完成
玄界島の市営住宅完成に伴い，平成20年3月25日にかもめ広場の仮設住宅入居者が全員帰島した。
3月26日には，玄界島の仮設住宅から市営住宅への引越が行われた。
（4）戸建て住宅への引越
かもめ広場•玄界島の仮設住宅から戸建て住宅への入居予定者は，平成20年3月23日より，新築住居が完成した世帯から引越を開始し，平成20年5月末までに仮設住宅入居者のほぼ全員の引越が行われた。

## 4 玄界島被災者向けの大規模災害応急仮設住宅地

（1）入居者当初の生活支援
入居者の生活が安定するまでの間は，土•日•祝日も含めて保健福祉局でかもめ広場集会所に市職員が常駐し相談対応を行うと共に，市民局での各局動員により玄界島公民館への市職員派遣対応を行 った。また，当初多かった建物や設備についての要望については，建築局で福岡県との協議を行い改善を行った。
（2）入居者の健康管理
入居時に保健師による「健康調査」を実施し，その後の見守りの必要な者に対して，定期的な「家

# 第4部 被災者の救援及び生活支援対策 

庭訪問」を実施。また，6月から毎月一回公民館及び集会所で「健康教室」も実施した。
（3）保育園，小•中学生
玄界島の小•中学生は，福岡市九電記念体育館避難時から体育館に近い警固小•中学校内設置の玄界小•中学校仮校舎に通学していたが，災害応急仮設住宅入居後の5月9日から小学校の仮校舎を筫 の子小学校内に，また7月4日から中学校の仮校舎を舞鶴中学校内に移転した。

5月28日にはかもめ広場内の玄界島仮設保育園がオープンし入園式を行った。
－玄界小•中•保育園仮校舎通園•学児童生徒数（H17．7．1現在）

| 場 所 | 仮設保育園児 | 小学生 | 中学生 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 玄界島 | 男 |  | － | 女 |
| 本土側 | 男7 女10 | 男18 女12 | 男5 女9 |  |
| 計 | 男7 女10 | 男18 女12 | 男6 女10 |  |

（4）入居者の傾向
〈かもめ広場〉
保育園，小•中学校，高校への通学の関係から，子弟とその父母，福岡市内に仕事を持つ者，漁業 に従事していない高齢者のみの世帯等が入居した。
〈玄界島〉
漁業従事者や漁協関係者等，玄界島で仕事を持つ者とその家族を中心に入居した。
〈かもめ広場以外の本土側居住〉
仕事の都合や高校•大学等の学生などの単身者がアパートや寮に居住するほかに，市内外に子ども や親類宅がある者は，各々住まいを定めている。また，一部市内外の高齢者施設等への入所•入院し ている。
（5）震災後の被災者の就業
漁業従事者や公務員，会社員，教師，保育士，漁協職員等，ほとんどの者が震災前どおり，早期に就業したが，旅館や理容院，美容院，商店等の立ち入り禁止区域内で自営を営んでいた一部世帯は業務再開の見込みがたっていない。
（6）被災者に対する打見舞い
5月13日スリランカ大使が，6月3日パレスチナ駐日代表がかもめ広場を慰問されるなど，国内外から多くのお見舞いや義援物資の提供，慰問イベントへの招待が行われた。また，10月13日には，皇太子殿下によるかもめ広場への行啓を受けた。

5 被災者生活支援策
（1）「玄界島被災者生活支援乗船券」の交付
3月20日から臨時運行として無料となっていた市営渡船については，震災から半年が経過し被災者の生活も一定の安定がみられたことから9月15日より通常運行が再開された。このことから，か もめ広場居住者及び玄界島とかもめ広場に家族が分かれて生活する世帯に対して，家族の交流と故郷 である玄界島との地域福社の維持のため，週一往復分の乗船券を交付している。

## －玄界島被災者生活支援乗船券利用実績

| 年 度 | 利用期間 | 利用枚数 | 利用（支援）額（千円） |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 17 | $9 / 15 \sim 3 / 31$ | 12,222 | 8,118 |  |  |  |
| 18 | $4 / 1 \sim 3 / 31$ | 26,139 | 17,529 |  |  |  |
| 19 | $4 / 1 \sim 3 / 31$ | 12,395 | 8,609 |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  | 50,756 | 34,256 |

※利用額は回数券割引適用
（2）「福岡市災害ボランティアセンター」設置による支援
震災直後に「福岡市災害ボランティアセンター」を立ち上げ，福岡市九電記念体育館を始めとする市内の避難所での各種活動により被災者を支援した。また避難所から災害応急仮設住宅への引っ越し の手伝いや玄界島被災者に対して玄界中体育館への最終搬出を行うまでの間の搬出作業の手伝いを行 った。
【応急仮設住宅入居者数の推移】
平成20年6月21日現在

| 校区•設置地区 | 仮設住宅設置戸数 | 平成17年5月当初 |  | 平成18年4月1日 |  | 平成19年4月1日 |  | 平成19年5月11日 |  | 平成20年3月25日 |  | 平成20年3月26日 |  | 平成20年6月21日 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 世帯数 | 入居者数 | 世帯数 | 入居数 | 世帯数 | 入居者数 | 世帯数 | 入居者数 | 世帯数 | 入居者数 | 世帯数 | 入居者数 | 世帯数 |  |
| 【玄界校区】 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| かもめ広場地区 | 100 | 97 | 243 | 96 | 234 | 19 | 42 | 19 | 42 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 玄界島地区 | 100 | 98 | 274 | 99 | 262 | 83 | 273 | 83 | 273 | 83 | 273 | 41 | 164 | 0 | 0 |
| 玄界島小計 | 200 | 195 | 517 | 195 | 496 | 102 | 315 | 102 | 315 | 83 | 273 | 41 | 164 | 0 | 0 |
| 【志賀島校区】 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 志賀地区 | 8 | 8 | 18 | 5 | 12 | 7 | 21 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 弘地区 | 6 | 6 | 30 | 6 | 27 | 2 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 【勝馬校区】 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 勝馬地区 | 2 | 2 | 10 | 1 | 5 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 志賀島小計 | 16 | 16 | 58 | 12 | 44 | 10 | 30 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 【北崎校区】 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 西浦地区 | 11 | 11 | 39 | 10 | 35 | 8 | 22 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 【能古校区】 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 能古島地区 | 3 | 3 | 11 | 2 | 9 | 2 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 230 | 225 | 625 | 219 | 584 | 122 | 376 | 102 | 315 | 83 | 273 | 41 | 164 | 0 | 0 |

※17年度当初入居は，かもめ広場が平成17年4月25日，玄界島が 4 月 26 日，志賀島•能古島•西浦は 5 月 12日現在。

《参 考》

| その他の | 管理所管 | 17年入居当初 |  | 17年8月1日 |  | 17年12月1日 |  | 18年4月1日 |  | 8月1日 |  | 12月1日 |  | 19年3月1日 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 利用状況 |  | 世帯数 | 入居者数 | 世帯数 | 入居者数 | 世帯数 | 入居教 | 世帯数 | 入居者数 | 世帯数 | 入居者数 | 世帯数 | 入居者数 | 世帯 | 居者教 |
| 玄界女子教員宿舎 | 保福•教委） | 8 | 15 | 8 | 15 | 8 | 15 | 8 | 15 | 8 | 15 | 8 | 15 | 8 | 15 |
| 玄界島市営住宅 | 建）管理課 | 23 | 55 | 23 | 55 | 24 | 56 | 24 | 56 | 24 | 56 | 24 | 56 | 24 | 56 |
| 玄界島自宅利用 | なし | 10 | 16 | 10 | 16 | 10 | 16 | 10 | 16 | 10 | 16 | 10 | 16 | 10 | 16 |

※玄界島関係避難者の内，上記以外にも，市内本土側公営住宅，民間住宅，市外転出，親族•家族宅居住，病院•施設への入院•入所等の者がいる（約130人）。
※震災時の玄界島の住民登録数は，231世帯698人。九電記念体育館の意向調査数は，209世帯667人。九電記念体育館避難者名簿の氏名総数は，709人。

## 第5節 市税等の減免等

震災により被災された市民•事業所については，被害の程度等に応じて，市税の減免，納付期限の延長及び保険料等の減免の措置を行った。

1 市県民税等の減免
（1）個人市県民税の減免に係る被害程度及び減免割合

| 前年の合計所得金額 | 被害程度 | $3 / 10$ 以上5／10未満 |
| :---: | :---: | :---: |
|  | 減免の割合 |  |
| 500 万円以下 | $1 / 2$ | 全 額 |
| 750 万円以下 | $1 / 4$ | $1 / 2$ |
| 1000 万円以下 | $1 / 8$ | $1 / 4$ |

（2）個人市県民税減免状況（平成 17 年 12 月 31 日現在）

| 区 分 |  | 17年度調定分 |  | 16年度調定分 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 件 数 | 減免額（円） | 件 数 | 減免額（円） |
| 全市合計 |  | 6，207 | 296，796，800 | 2，848 | 41，839，500 |
| 特別徴収分 |  | 3，176 | 200，087，900 | 2，846 | 41，809，400 |
| 普通徴収分 | 東 区 | 370 | 8，870，900 | 0 | 0 |
|  | 博多区 | 189 | 6，670，700 | 0 | 0 |
|  | 中央区 | 1，337 | 49，555，600 | 0 | 0 |
|  | 南 区 | 156 | 4，623，400 | 0 | 0 |
|  | 城南区 | 97 | 2，133，400 | 0 | 0 |
|  | 早良区 | 257 | 6，246，000 | 1 | 23，800 |
|  | 西 区 | 625 | 18，608，900 | 1 | 6，300 |

2 固定資産税•都市計画税の減免
（1）対象となる被害程度等
土地，家屋及び償却資産について，被害の程度が 2 割以上ある場合には，その程度に応じて平成 17年度分を減免した。

| 資産の種類 | 被害の状況 |
| :---: | :--- |
| $\pm \quad$ 地 | がけ崩れ，埋没等により使用不能となった場合 |
| 家 屋 | 建物が損傷し，使用目的を損じた場合 |
| 償却資産 | 償却資産が損傷し，使用目的を損じた場合 |

（2）固定資産税•都市計画税減免状況

| 区 分 | 土 地 |  | 家 屋 |  | 償却資産 |  | 合 計 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 人数 | 税 額 | 人数 | 税 額 | 人数 | 税 額 | 人数 | 税 額 |
| 全 市 | 134 | 25，884，800 | 7，899 | 434，433，800 | 38 | 13，542，700 | 8，040 | 473，861，300 |
| 東 区 | 112 | 25，247．200 | 864 | 29，863，900 | 6 | 1，395，500 | 966 | 56，506，600 |
| 博多区 | 3 | 464，000 | 864 | 69，446，200 | 11 | 10，463，500 | 872 | 80，373，700 |
| 中央区 | 0 | 0 | 3，673 | 244，319，300 | 16 | 720，400 | 3，689 | 245，039，700 |
| 南 区 | 0 | 0 | 358 | 13，758，900 | 0 | 0 | 358 | 13，758，900 |
| 城南区 | 1 | 70，200 | 247 | 6，742，100 | 0 | 0 | 248 | 6，812，300 |
| 早良区 | 0 | 0 | 519 | 14，197，000 | 1 | 23，800 | 520 | 14，220，800 |
| 西 区 | 18 | 103，400 | 1，374 | 56，106，400 | 4 | 939，500 | 1，387 | 57，149，300 |

※「人数」は実納税義務者数であるため，土地，家屋，償却資産の合計は「合計」欄の人数と異なる。

## 3 納期限の延長等

（1）内容

| 対象納税義務者等 | 【次の地域に資産，事業所等を有する特別徴収義務者及び納税義務者】東区：大字勝馬，大字弘，大字志賀島 <br> 西区：大字草場，大字小田，大字宮浦，大字西浦，大字玄界島 |  |
| :---: | :---: | :---: |
|  | 本来の期限 | 延長後の期限 |
| 特別徴収税額の納期限の延長 | 3月分：平成17年4月11日 <br> 4月分：平成17年5月10日 | 平成17年5月31日 |
| 法人市民税等の申告納付期限の延長 | 申告納付期限が平成17年3月20日から同年5月30日までに到来するもの | 平成17年5月31日 |
| 平成17年度 <br> 固定資産税•都市計画税 の納期の変更 | 第1期分： <br> 平成17年4月15日から <br> 平成17年5月2日まで | 平成17年5月16日から平成17年5月31日まで |
| 平成17年度固定資産税 の縦覧期間の延長 | 平成17年4月1日から平成17年5月2日まで | 平成17年4月1日から平成17年5月31日まで |

（2）納期限•申告納付期限延長適用事業所数

| 税 目 | 事業所数 |
| :--- | :---: |
| 個人市民税（特別徴収） | 18 |
| 法人市民税 | 5 |
| 事業所税 | 1 |

4 国民健康保険料の減免

| 申請件数（件） | 決定件数（件） |  |  |  | 減免額（円） |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | 16年度 | 17年度 |
| 1，671 | 1，486 | $\begin{aligned} & \text { 内 } \\ & \text { 訳 } \end{aligned}$ | $\begin{gathered} \text { 全壊 } \\ (100 \%) \end{gathered}$ | 352 | 2，735，800 | 21，061，400 |
|  |  |  | $\begin{gathered} \text { 半壊 } \\ \text { (70\%) } \end{gathered}$ | 176 | 771，900 | 17，202，000 |
|  |  |  | $\begin{gathered} \text { —部損壊 } \\ (50 \%) \end{gathered}$ | 958 | 5，886，100 | 78，202，200 |
|  |  |  | 計 | 1，486 | 9，393，800 | 116，465，600 |

5 介護保険（保険料•利用料）の減免

| 申請件数 | 決定件数 | 内訳 | 決定件数 |
| :---: | :--- | :--- | ---: |
|  |  | 全壊（100\％） | 193 |
| 1,227 | 1,207 | 半壊（70\％） | 140 |
|  |  | 部（1／3程度） <br> 損壊（50\％） | 874 |


| 申請件数 | 決定件数 | 内訳 | 決定件数 |
| :---: | :---: | :--- | ---: |
| 207 | 205 | 全壊（100\％） | 52 |
|  |  | 半壊（70\％） | 50 |
|  | （部（1／3程度） <br> 損壊（50\％） | 103 |  |

## 第2章 $\mid$ 救援物資等の受付－給付

1 給 食
（1）市実施分

| 避難所等所在 | 食 数（食） |  |  |
| :--- | ---: | :---: | :---: |
| 東 区 | 9,122 |  |  |
| 博多区 | 2,040 |  |  |
| 中央区 | 12,294 |  |  |
| 南 区 | 421 |  |  |
| 城南区 | 2 |  |  |
| 早良区 | 1,560 |  |  |
| 西 区 | 29,646 |  |  |
| 玄界島 | 1,166 |  |  |
| 九電記念体育館 | 45,157 |  |  |
| 計 |  |  | 100,408 |

※なお，九電記念体育館においては，避難生活が長期化したことから，避難者の健康面を考慮して，弁当の提供から給食方式へ変更するなど，食環境を考慮した。
弁当方式 3月20日～4月3日 給食方式 4月4日～4月26日
（2）九電記念体育館における市実施以外の給食
（1）自衛隊による炊き出し
11,000食 (3月23日~4月13日)
（2）義援食料の提供（3月22日～4月25日）
市内外の企業，ボランティア組織，団体，個人から様々な食料の提供及び栄養士や要員の派遣を受けた。

| 種 類 | 数 量 | 種 類 | 数 量 |
| :--- | ---: | :--- | ---: |
| 食 肉 | 180 kg | 白玉ぜんざい | 300 食 |
| 卵 | 3,000 個 | カレーライス，漬け物 | 450 食 |
| 炊き込みご飯，がめ煮 | 300 食 | おにぎり，きのこ汁 | 450 食 |
| レトルトご飯，カレー | 600 食 | 竹の子煮付 | 440 食 |
| ふぐなベ | 400 食 | アイスクリーム | 600 個 |
| ラーメン，おでん | 各250食 | 焼き豚汁 | 500 食 |
| 湯豆腐 | 800 食 | バナナ，みかん | 各500個 |
| 麻婆豆腐，中華田 | 各200食 | 肉じゃが，こ飯，汁 | 400 食 |
| 卵スープ，杏仁豆腐 | 各400食 | かしわ飯，しし鍋 | 450 食 |
| うなぎ（真空パック） | 50 匹 | バーベキュー | 600 食 |
| カレーライス（食器付） | 500 食 | 皿うどん | 600 食 |
| しし鍋（食器付） | 500 食 | 朝食用パン | 400 個 |
| サータアンダギー（菓子） | 450 個 | だご汁 | 400 食 |

2 毛布，布団等

| 総 数 | 調達内訳 | 配布避難所所在 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 6， 020 点 | 福岡県 毛布 2,750 点 <br> 日本赤十字社 毛布 2,160 点 <br> 福岡市 布団 1,110 点 | 東 区博多区 <br> 中央区 <br> 南 区 <br> 城南区 <br> 早良区 <br> 西 区 <br> 九電記念体育館 | 540 点 450 点 $1, \quad 370$ 点 100 点 50 点 210 点 980 点 $2, \quad 320$ 点 |

## 3 義援物資

3月21日から4月20日の間に寄せられた義援品の主なものは次のとおりである。
な打，そのほかにも，各避難所や地域に義援品が直接寄せられるなど，品名や数量等の整理ができ ていないものがある。

| 種 類 | 品 名 | 数量 |
| :---: | :---: | :---: |
| 衣料品 | Tシャツ，靴下，下着，子供用シャツ，ジャージ | 1，939点 |
| 日用衛生用品，医薬品等 | トイレットペーパー，タオル，石けん（液体，固形） シャンプー，入浴剤，洗剤， | 2，025点以上 |
|  | 化粧品，整髪料等 | 500点以上 |
|  | 消毒薬，絆創膏，解熱シート，湿布，体温計，カイロ，マスク，入れ歯安定剂等，家庭用殺敖剤 | 1，895点以上 |
|  | 生理用品，おむつ（小児用，大人用） | 24ヶース以上 |
| 日用雑貨等 | ゴミ袋 | 1300枚 |
|  | 食器セット，紙食器，ラップ，おしぼり | 2，045点以上 |
|  | かさ | 200本 |
| 食料品 | 米，牛乳，缶飲料（コーヒー等）ペットボトル飲料（スポーツ ドリンク，お茶，水），青汁，離乳食，あめ，みそ汁等 | 5，390点以上 |
| 家電製品 | 炊飯器（5合炊） | 240台 |
|  | 冷蔵庫（200R） | 240台 |
|  | 洗䍜機（ 5 kg ） | 240台 |

[^0]4 玄界島住民用仮設住宅への義援品等の搬入
玄界島住民用の応急仮設住宅が完成し，住民が入居することに併せて，住宅で使用する義援品や市 で調達した日用品等の搬送を行った。

4月22日～23日
九電記念体育館に保管している義援品の整理梱包，調達品の受け入れなど。
4月24日
「かもめ広場」住宅への搬入。「玄界島」住宅への搬入準備。
4月25日
「かもめ広場」住宅入居。 「玄界島」住宅への搬入
4月26日
「玄界島」住宅入居

【仮設住宅へ搬入した義援品等】

| 種 類 | 品 名 | 数 量 | 備 考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 日用衛生用品等 | タオル | 1，400枚 |  |
|  | トイレットペーパー，ティッシュ，石けん，歯磨剤，歯ブラシ，シャンプー，洗面器 | 4，000点 | 市が一部新規調達 |
| 日用雑貨等 | ほうき，ちりとり，ゴミ箱，バケツ | 1，000点 | 市が新規調達 |
| 台所用品 | 鍋，フライパン，やかん，包丁，まな板，茶碗，急須，コップ，はし，スプーン等 | 6，200点 | 市が新規調達 <br> （一部義援品） |
| 家電製品 | 炊飯器 | 240台 | 義援品 |
|  | 冷蔵庫 | 240台 |  |
|  | 洗濯機 | 240台 |  |
| 食料品 | 米（ 5 kg ） | 250袋 | 義援品 |

## 第3章 義援金の受入－配分

1 義援金の受け入れ
地震災害発生の報道がなされると早速に義援金の申し出があり，義援金は，震災後最初の平日であ る3月22日（火）から現金あるいは福岡市災害対策本部義援金口座への振替などによって，全国の国民，企業，各種団体などから次々に寄せられた。

また，4月1日から5月31日まで，福岡市本庁舎，各区役所，出張所に義援金箱を設置して，市民義援金を募集した。

本市への義援金とは別途に，日本赤十字社，共同募金会を通じ福岡県へも全国から義援金が寄せら れ，福岡県の義援金配分委員会において県内の被災自治体への配分が決定され，本市が直接受け入れ た義援金と合わせて被災者へ交付することとした。
【義援金受け入れ状況（平成20年3月末現在）】
金 額 763，066，626円（うち福岡県からの配分額292，644，323円）
件 数 11，026件

## 2 義援金の配分

義援金配分は，「福岡県西方沖地震義援金福岡市配分委員会」に打いて次のとおり決定され配分し た。
（1）一次配分の考え方
（1）義援金が災害により生命•財産（住家）に大きな被害を受けた方々に対する慰謝激励としての見舞金の性格を持つことに基づき，事務経費などの最小限の必要経費を除き，原則として全額を被災された方々に対し，その被害の程度に応じて公平に配分する。
（2）配分あたっては，甚大な被害を受けた玄界島などの惨状を見て，多くの義援金が寄せられたこ とを考慮し，被災者の生活再建支援を主眼として，人的被害及び半壊以上の住家被害への配分を中心とする。
（3）一部損壊については個別配分の対象外とするが，一部損壊を含め広く住家被害を受けた地域 （校区）については，地域の共同施設等の補修，地域における応急対応活動等に要した経費の補填など，地域（校区）へ配分することについても検討する。
（2）一次配分の状況

※校区の「支給件数」は西戸崎校区が新たに該当 $(3.7 \% \rightarrow 6.2 \%)$ となったもの。 ※事務費は配達証明郵便等に要した費用。
（3）二次配分の考え方
（1）一次配分の残額及び新たに寄せられた寄託分については，地域の共同施設等の補修，地域にお ける応急対応等に要した経費の補填，簡易担架，折りたたみ式洋式便座，折りたたみ式リヤカー などの災害対応用の備品や消耗品等の購入経費，防災に関する広報啓発，防災訓練などの防災関係事業経費として，自治協議会等を通じて，既に結成されている自主防災組織等に一律に配分す る。

なお，まだ自主防災組織が結成されていない校区については，自主防災組織に準ずる組織に配分する。
② 配分残額及び二次配分後の追加寄託分などにより残余が生じた場合は，災害時のボランティア活動の推進に役立てるため，福岡市社会福祉協議会のボランティア活動振興基金等へ寄付を行う こととする。
（4）二次配分の状況

（5）義援金一次配分要綱
平成17年10月14日に開催した「福岡県西方沖地震義援金配分委員会」で決定した配分計画に基づ き要綱を定めた。
【福岡県西方沖地震福岡市義援金配分要綱】
1 この要綱は，「福岡県西方沖地震」に際し，全国から寄せられた義援金について，平成17年10月14日に福岡県西方沖地震義援金福岡市配分委員会で決定した義援金の配分を，公平かつ適正 に被災者等へ実施するために定めるものである。
2 義援金の配分は以下の被害の該当者（平成17年10月14日時点で，福岡市の見舞金の支給の対象となっている者）等へ下記により義援金額を配分するものである。
（1）人的被害

| 被害区分（人） | 義援金額 |
| :---: | :---: |
| 死 者 | $1,000,000$ 円 |
| 重傷者（要治療見込み1ヶ月以上の負傷） | 200,000 円 |

（2）住家被害
災害発生時に生活の本拠である住家において，下記の被害を受けた世帯主を対象とする。

| 被害区分（人） | 義援金額 |
| :---: | :---: |
| 全 壊 | $1,000,000$ 円 |
| 半 壊 | 440,000 円 |

（3）地域被害
下記の校区を対象とする。

| 被害率 | 区 | 校区（自治協議会等） | 義援金額 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 50\％以上 | 東区 | 志賀島，勝馬 | 1，000，000円 |
|  | 西区 | 北崎，玄界 |  |
| $10 \%$ 以上 <br> 50\％未満 | 中央区 | 福浜，舞鶴，大名，警固 | 500,000 ¢ |
|  | 早良区 | 百道浜 |  |
|  | 西区 | 今津，元岡，能古，愛宕浜 |  |
| $\begin{gathered} 5 \% \text { 以上 } \\ \text { 10\%未満 } \end{gathered}$ | 東区 | 香住丘，西戸崎 | $250,000 円$ |
|  | 博多区 | 大浜，奈良屋，御供所，冷泉 |  |
|  | 中央区 | 赤坂，平尾，高宮 |  |
|  | 南区 | 大楠，横手 |  |
|  | 早良区 | 小田部 |  |

3 支給方法
（1）人的及び住家被害については，支給対象者へ口座振込依頼書を送付し，口座振り込みによっ て義援金を配分する。
② 地域被害については，地域が定めた口座に振り込むことにより義援金を配分する。
4 附則
（1）この要綱は，平成17年10月14日から施行する。
（2）この要綱に拠りがたい事項は別に定める。
（6）義援金二次配分要綱
平成18年7月12日に「福岡県西方沖地震義援金配分委員会」で決定された配分計画に基づき要綱 を定めた。
【福岡県西方沖地震福岡市義援金二次配分要綱】
1 目的
この要綱は，「福岡県西方沖地震」に際して全国から寄せられた義援金のうち，一次配分実施後の残額，及び追加預託された義援金について，公平かつ適正に二次配分を実施するために定め るもの。
2 義援金の二次配分
一次配分後の残額及び追加寄託された義援金は，全小学校区の自主防災組織等 147 団体に対し，自治協議会等の地域組織を通じて， 1 団体あたり 31 万円を一律に配分する。なお，博多小学校区については，4団体に配分する。
3 義援金の使途（例示）
二次配分する義援金の使途は以下のとおりとする。
ア 地域の共同施設の補修
イ 災害対応用の備品や消耗品等の購入経費
ウ 防災に関する広報啓発，防災訓練などの防災関係事業経費
エ 地域での応急対応等に要した経費の補填
オ その他上記各号に関連する経費
4 支給方法
配分対象団体から指定された金融機関口座に振り込むことにより配分する。

5 配分残余等の取扱い
二次配分後，なお，残余が生じた場合は，社会福祉法人福岡市社会福祉協議会ボランティア活動振興基金へ寄付を行う。また，二次配分以降の追加寄託等についても同様とする。

6 附則
この要綱は，平成18年7月12日から施行する。

## 第4章 災害見舞金等の支給

今回の地震災害では，本市で 1 名の方が死亡されたが，この遺族に対して「災害皮慰金に支給に関 する法律」の規定に基づく，「福岡市災害偫金の支給に関する条例」によって災害策慰金250万円 を支給している。
また，「福岡市災害見舞金等の支給及び応急救助措置要綱」に基づき，震災により住家が全壊•半壊の被害を受けた世帯を対象に，全壊世帯に6万円（単身世帯は 4 万円），半壊世帯に 4 万円（単身世帯は 3 万円）の災害見舞金を支給している。また， 1 ヶ月以上の負傷者に対しては，6ヶ月以上で 5 万円， 3 ヶ月以上で 4 万円， 1 ヶ月以上で 3 万円の負傷見舞金を支給している。
この市見舞金の支給に併せて，福岡県災害見舞金等交付要綱に基づく福岡県災害見舞金（全壊 4 万円（単身世帯は 2 万円），半壊 2 万円（単身世帯は 1 万円）， 6 ヶ月以上で 8 万円， 3 ヶ月以上で 6 万円， 1 ヶ月以上で 4 万円）も支給している。
なお，平成18年12月末日現在の支給世帯状況は，次のとおりである。

| 区 分 | 見舞金 | 単価 | 全市 | 東 区 | 博多区 | 中央区 | 南 | 城南区 | 早良区 | 西 区 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 市見舞金 | 県見舞金 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 全壊（複数世帯） | 60，000 | 40，000 | 201 | 5 | 6 | 10 | 1 | 0 | 2 | 177 |
| 全壊（単身世帯） | 40，000 | 20，000 | 72 | 1 | 5 | 15 | 0 | 0 | 0 | 51 |
| 全壊計 |  |  | 273 | 6 | 11 | 25 | 1 | 0 | 2 | 228 |
| 半懐（複数世帯） | 40，000 | 20，000 | 514 | 42 | 28 | 351 | 2 | 0 | 30 | 61 |
| 半壊（単身世帯） | 30，000 | 10，000 | 375 | 23 | 27 | 203 | 63 | 0 | 41 | 18 |
| 半壊計 |  |  | 889 | 65 | 55 | 554 | 65 | 0 | 71 | 79 |
| 土砂堆積（複数世帯） | 30，000 | 10，000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 土砂体積（単身世帯） | 20，000 | 5，000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 土砂堆積計 |  |  | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 負傷（6月） | 50，000 | 80，000 | 30 | 2 | 2 | 10 | 2 | 3 | 1 | 10 |
| 負傷（3月） | 40，000 | 60，000 | 44 | 10 | 4 | 8 | 5 | 2 | 3 | 12 |
| 負傷（1月） | 30，000 | 40，000 | 90 | 13 | 7 | 35 | 5 | 7 | 4 | 19 |
| 負傷計 |  |  | 164 | 25 | 13 | 53 | 12 | 12 | 8 | 41 |
| 合 計 |  |  | 1，326 | 96 | 79 | 632 | 78 | 12 | 81 | 348 |


[^0]:    ※数量は梱包の状態により内容数が不明なものがあるため，「○○○点以上」と表現した。

